

学童保育利用申請 提出前確認表

(このシートは提出不要です。)

提出後に書類の追加提出や訂正等をお願いする場合があります。

提出前には以下の点についてご確認の上、□にチェックを付けてください。

書類	確認内容	確認	
記入について	鉛筆書きや不鮮明なもの、また消せるボールペンなどで記入されているものは受け付けられません。ボールペンではっきりと書いてください。	☐	
	修正液や修正テープでの修正は認められません。訂正箇所がある場合は、訂正箇所に二重線を引き、正しい事項を記入してください。	☐	
	年齢や学年は令和9年4月1日時点での年齢、学年を記載してください。	☐	
誓約書	ご一読の上、チェックし、署名をお願いいたします。	☐	
就労証明書	●会社勤務の場合		
	証明者欄の事業所名については、証明書の発行に責任を持つ企業・組織・団体名等を記載してください。個人事業主は名称(店名・屋号)を記載してください。 証明者欄の代表者名については、代表者の氏名又は証明権限を有し証明書の内容に責任を持つ者の氏名を記載してください。	☐	
	修正液や修正テープの修正は認められません。 訂正箇所がある場合は、代表者の氏名又は証明権限を有する責任者の指示に基づき、訂正箇所に二重線を引いてください。	☐	
	証明書の有効期限は証明日から2か月間です。提出日の時点で証明日から2か月以上経過している就労証明書は受付られません。	☐	
	No. 1～No. 7欄【必須】がすべて裏面の記載要領及び記入例にもとづいて記入されているか確認してください。	☐	
	復職予定の方や時短勤務の方はNo. 8～No. 12欄のうち、該当する項目について裏面の記載要領及び記入例にもとづいて記入されているか確認してください。	☐	
	就労証明書は職場等に記入を依頼するものであるため、会社の担当者以外で記入又は加筆訂正は行わないでください。 保護者等による加筆・修正した証明書は無効です。 ただし、No. 19欄のみ保護者が記入してください。	☐	
	●自営業（法人以外）・農業の場合		
	訂正箇所がある場合は、訂正箇所に二重線を引き、正しい事項を記入してください。 修正液や修正テープの修正は認められません。	☐	
	No. 1～No. 7欄【必須】がすべて裏面の記載要領及び記入例にもとづいて記入されているか確認してください。	☐	
	証明書の有効期限は証明日から2か月間です。提出日の時点で証明日から2か月以上経過している就労証明書は受付られません。	☐	
	自営業（法人以外）・農業の場合、最新の確定申告書Bの第一表と第二表の写しが必要です。 (保護者様でコピーし、ご用意ください。)	☐	
	介護 申立書	診断書等、介護が必要であることを証明するものがが必要です。 (保護者様でコピーし、ご用意ください。)	☐
	祖父母 の証明 書につ いて	児童の父母及び令和9年4月1日時点で65歳未満の同居または同地区に居住する祖父母は、「提出書類チェック表⑤配布・提出書類」に基づき、就労証明書等を提出する必要があります。 その方の状況によって提出していただく書類は異なりますので、ご確認ください。	☐